

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2013年 秋号 No.157

- 平成24年度決算のお知らせ
- 医療費の節減に、ご協力をお願いします
- 事業主の皆様へ



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

平成24年度

収入支出決算について

去る7月22日(月)京都自動車会館にて第127回組合会が開催され、平成24年度収入支出決算が下表のとおり承認されましたのでお知らせします。

●収入面では、平均標準報酬月額は、対前年度より1,047円(0.33%)の増加の322,815円となりました。

賞与につきましては、前年度より1億0,313万円(2.05%)の増加となりました。

保険料の収入総額は23億7,024万円で前年度より3,750万円(1.56%)の減少となりました。

国からの交付金・補助金等を含む収入総額では26億1,676万円(前年度比3.67%減)となりました。

●支出面は、「保険給付費(医療費含)」は、対前年度より609万円(0.

48%)の増加となり、12億7,610万円となりました。

「拠出金等」は対前年度より6,169万円(5.46%)の減少となり、拠出金等の総額では10億6,781万円となりました。

よって、支出総額は25億1,511万円(前年度比2.4%減)となりました。

以上の事項等より平成24年度の決算状況については、単年度保険料収入では賄えないため、前年度繰越金と、国からの支援金等負担助成金7,988万円と併せて対応し、1億0,165万円の決算残金を残す結果となりました。

●適用状況(年間平均)

被保険者数	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
男子	4,977人	4,910人	4,878人	4,778人	4,626人
女子	682人	670人	667人	663人	652人
合計	5,659人	5,580人	5,545人	5,441人	5,278人

標準報酬月額	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
男子	341,046円	332,372円	332,452円	333,961円	335,355円
女子	236,344円	232,246円	233,403円	233,853円	233,798円
合計	328,421円	320,357円	320,542円	321,768円	322,815円



平成24年度 収入支出決算

健康保険分

経常収入合計額……23億7,478万2千円
 経常支出合計額……24億8,684万4千円
 差引高 ▲ 1億1,206万2千円

(被保険者一人当たり)
 経常収入合計額……449,940円
 経常支出合計額……471,171円
 差引額 ▲ 21,231円

科目		決算額	被保険者一人当たり額
収入	健康保険収入	2,370,244千円	449,080円
	調整保険料収入	28,330	5,368
	繰越金	106,327	20,145
	繰入金		
	退職積立金繰入	0	0
	別途積立金繰入	0	0
	国庫負担金収入	1,316	249
	国庫補助金収入 (一部経常収入外)	80,502	15,252
	財政調整事業交付金	27,441	5,199
	雑収入	2,607	494
	合計	2,616,767	495,788
	経常収入合計	2,374,782	449,940

科目		決算額	被保険者一人当たり額	
支出	事務費	60,665千円	11,494円	
	保険給付費	1,277,887	242,116	
	納付金	前期高齢者納付金	413,582	78,360
		後期高齢者支援金	545,908	103,431
		退職者給付拠出金	108,307	20,520
		老人保健拠出金	21	4
		小計	1,067,818	202,315
	保健事業費	75,527	14,310	
	還付金	保険料還付金	0	0
		調整保険料還付金	0	0
	財政調整事業拠出金	28,270	5,356	
	連合会費	1,763	334	
積立金	3,000	568		
その他	184	35		
合計	2,515,114	476,528		
経常支出合計	2,486,844	471,171		
経常収支差引額	▲112,062	▲21,232		

※(経常外収入科目) 調整保険料収入、繰越金、別途積立金繰入、支援金等負担助成金等、財政調整事業交付金
 (経常外支出科目) 調整保険料還付金、財政調整事業拠出金
 (一人当たりの金額は合わない場合があります)

介護保険分

収入合計額……2億0,657万円
 支出合計額……1億9,638万円
 差引高 1,019万円

(被保険者一人当たり)
 収入合計額……79,849円
 支出合計額……75,910円
 差引額 3,939円

科目		決算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者等一人当たり額
収入	介護保険収入	201,624千円	77,937円
	繰越金	4,946	1,912
	繰入金	0	0
	雑収入	0	0
	合計	206,570	79,849

科目		決算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者等一人当たり額
支出	介護納付金	196,380千円	75,910円
	介護保険料還付金	0	0
	積立金	0	0
	合計	196,380	75,910
	収支差引額	10,190	3,939

決算の基礎数値(年間平均)

被保険者数 / 5,278人

平均標準報酬月額 / 322,815円

平均年齢 / 39.88歳

被扶養者数 / 6,205人 (扶養率 1.19)

健康保険料率 / 1,000分の94.0

(事業主 / 1,000分の49.0 被保険者 / 1,000分の45.0)

介護保険第2号被保険者数 / 3,651人

介護保険第2号被保険者たる被保険者数 / 2,468人

特定被保険者数 / 119人

平均標準報酬月額 / 371,359円

介護保険料率 / 1,000分の14.00

(事業主 / 1,000分の7.0 被保険者 / 1,000分の7.0)

高齢者医療制度による納付金

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
前期高齢者金 納付金	424,331千円	549,931千円	675,403千円	532,645千円	413,582千円
後期高齢者金 支金	466,543	518,468	468,511	498,945	545,908
病床転換 支金	303	422	0	0	0
退職者給付金 拠出金	158,802	85,841	72,823	97,900	108,307
老人保健 拠出金	72,141	29	26	25	21
合計	1,122,120	1,154,691	1,216,763	1,129,515	1,067,818

財産状況について

●一般勘定

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
準備金	前年度末残高	624,588千円	624,588千円	624,882千円	626,782千円	659,855千円
	本年度増減額	0	294	1,900	33,073	4,517
	当年度末残高	624,588	624,882	626,782	659,855	664,372
準備金保有率		122.49%	117.42%	111.66%	114.50%	115.26%

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
別途積立金	前年度末残高	686,341千円	616,340千円	405,257千円	175,255千円	122,255千円
	本年度増減額	▲70,001	▲211,083	▲230,002	▲53,000	0
	当年度末残高	616,340	405,257	175,255	122,255	122,255

●介護勘定

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護準備金	前年度末残高	39,000千円	70,458千円	58,895千円	80,154千円	82,013千円
	本年度増減額	31,458	▲11,563	21,259	1,859	1,260
	当年度末残高	70,458	58,895	80,154	82,013	83,273
準備金保有率		576.49%	515.70%	669.59%	603.16%	549.25%

平成24年度保健事業実施報告

●保健事業実施状況

	事業項目	実施時期	実施内容
特定健康診査事業費	受診券	随時	申込者に受診券発行…48名
	特定健康診査	年間	集合契約健診機関にて受診…39名
	支払基金の決済代行	年間	支払基金への代行件数…36件
	データ等作成費用	年間	医療機関へのXMLデータ作成料…1,917件
	共同情報事務システム利用料	6月	健保連特定健診システム利用料
小計			1,359,204円

	事業項目	実施時期	実施内容
特定保健指導事業費	利用券発行	随時	動機付け支援…5名 積極的支援…19名 計24名
	動機付け支援	随時	動機付け支援者数…17名
	積極的支援	年間	積極的支援者数…47名
小計			208,175円

	事業項目	実施時期	実施内容
保健指導宣伝費	京都自動車健保通信	4、10月	年2回 ホームページに掲載
	新入社員向冊子	4月	社会保険の知識…210部
	産婦向保健誌	毎月	出産された方に1年間冊子を配布 赤ちゃん和妈妈…1,782部
	事務説明会	6月	健康保険事務担当者を対象 算定基礎届の事務取扱について…30事業所、33名 社会保険の事務手続…80部
	健康管理委員会	7、12月	7月10日…12名 12月11日…11名 ヘルスアップ21…48部
	医療費通知	8、2月	コスト意識の高揚 8月…4,513件 2月…4,577件 医療費通知作成…6,000部
	システム構築費	5月	カシオシステムソフト購入費
	共同保健指導宣伝費	年間	健保連の共同事業参画
	ジェネリック医薬品推進通知	10月	ジェネリック医薬品への切り替えを促す差額通知…624件 ジェネリックシール…16,000枚 差額通知用紙…5,000枚
	保険証カード更新費用	2月	更新用カード…12,000枚 更新用案内文…5,500枚 予備カード…10,000枚 保険証ケース…22,000枚 更新用封筒…5,500枚
小計			3,031,097円

	事業項目	実施時期	実施内容
疾病予防費	生活習慣病予防健診	随時	35歳以上の本人(検診車による) ①循環器検診…2,267名 ②消化器検診…1,770名 パリウム…704名 ペプシノゲン…1,066名
	巡回家族健診	随時	35歳以上の家族(工場保健会の検診車による地域巡回検診)…314名
	人間ドック	随時	35歳以上の方 契約機関にて実施 ①一泊ドック/被保険者…6名 被扶養者…1名 計7名 ②外来ドック/被保険者…648名 被扶養者…70名 計718名 ③外来+脳ドック/被保険者…113名 被扶養者…12名 計125名
	脳MRIドック	随時	35歳以上の方 契約機関にて実施…6名
	脳ドック	随時	35歳以上の方 契約機関にて実施…1名
	生活習慣病ドック	随時	35歳以上の方 契約機関にて実施…1名
	郵送によるがん検診	1月～2月	35歳以上の方 自己採取法による ①大腸がん検診/被保険者…150名 被扶養者…117名 計267名 ②子宮がん検診/被保険者…29名 被扶養者…91名 計120名
	インフルエンザ予防接種補助	10月～2月	被保険者及び被扶養者 年齢制限無し 被保険者…1,120名 被扶養者…2,071名 計3,191名
	PET+外来ドック	随時	35歳以上の方 契約機関にて実施…3名
小計			70,928,392円

保健事業総計			75,526,868円
--------	--	--	-------------

医療費の節減に、 ご協力をお願いします

医療保険の財政健全化と保険料の有効活用のためには、
受診する側もマナーを守ることが大切。
結果的に効果的な診療が受けられ、
医療費負担の軽減にもつながるのです。



こんな受診が医療費のむだに…

はしご受診

「ドクターショッピング」や「はしご受診」は、同じ病気で複数の医療機関を転々と渡り歩くこと。行く先々で同じ検査を受け、薬を処方されるので医療費が余計にかかり、薬の重複による副作用や検査漬けによる体への負担も心配。どうしても医療機関を替えたいときは、医師に相談して紹介状をもらってからにしましょう。

緊急時以外の時間外受診

急病でもないのに診察時間外や休日に受診するのは、マナー違反。割増料金を支払わなければならない、また救急医療の妨げにもなります。

おねだり受診

患者のほうから、治療上で必要のない注射や検査をお願いする「おねだり受診」は、余計な医療費が増えるばかりです。

なんでも大病院受診

軽い病気やけががですぐに大病院に行ってしまうと特別料金など余分なお金がかかります。また、大きな病院は患者が多い分、診察までの待ち時間が長くなる可能性もあります。まずは「かかりつけ医」を受診し、必要な場合は紹介状を書いてもらってから病院へ。

ちょっとした勇気でお薬代が安くなる

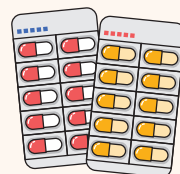
「ジェネリックでお願いできますか？」

新薬と同じ成分・効能なのに値段が安いジェネリック医薬品。
安全性もしっかり確認されている安心のお薬です。
薬局の窓口などでひと言、「ジェネリックをお願いします」と伝えてみませんか？

ジェネリック医薬品とは？

医療機関などで処方される薬の多くは「新薬」と呼ばれるものです。新薬（先発医薬品）は研究開発に長い年月と莫大なコストがかかるので、開発したメーカーの独占的な製造・販売が特許により保護されていて、薬価も高く設定されています。でも、この特許が切れたあとは、同じ有効成分の薬をほかのメーカーが製造・販売できるようになります。この薬のことを「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」と呼んでいます。

- 薬代の多く（通常は7割）は健康保険で賄われるため、ジェネリック医薬品に変更してもそれほど割安感はないかもしれません。しかし、服用を定期的にする薬では、長い目でみると家計の負担を大きく減らすことができます。

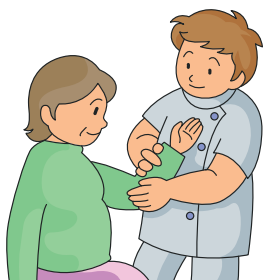


家計の負担も、長い目でみれば大きな違いに

健保組合の財政健全化と保険料を有効に活用するためには、受診する側もマナーを守ることが大切です。このことが結果的に効果的な診療を受けることができ、医療費負担の軽減にもつながるのです。

接骨院・整骨院は（柔道整復師）正しくかかりましょう！

接骨院や整骨院で健康保険が使える範囲は細かく規定されています。「気持ちがいいから」だけのマッサージ代わりの利用に、健康保険は使えません。健康保険が使える範囲を理解して、正しく接骨院・整骨院を利用しましょう。



健康保険は使えません！

治療費は全額自己負担

- 慢性的な筋肉疲労
- 運動後の単なる筋肉疲労
- 病気（神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど）による痛み
- 脳疾患の後遺症などの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき

健康保険が使えます

- 骨折、脱臼
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です)
- 急性の外傷性のけがによる捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
- 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み
健康保険でかけられる範囲は、「医師や柔道整復師の診断または判断により急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因による疾患でないもの」とされています。

業務上や通勤途中でケガをした場合は、労災保険の申請を行いましょう

病気やケガで治療を受けるとき、いつでも健康保険が使えるように思われがちですが、仕事や通勤途中でケガをしたときは、健康保険ではなく『労災保険』の療養(補償)給付の取り扱いになります。このような場合は、できるだけ初めから労災指定病院を受診し、ケガの原因を申し出て、労災保険で治療を受けるようにしましょう。



仕事

通勤途中

- 業務災害
仕事でのケガ・就業時間中にトイレに行く途中のケガ・会社施設の管理不備によるケガ・出張中や出張途中のケガ・社外での仕事でのケガ・業務命令で参加した行事中のケガ(野球大会など)
※就業時間内、出張中であっても私的行為によるものは業務災害にならない場合があります。
- 通勤災害
通勤途中でのケガ(自宅敷地内のケガは除く)・取引先等に直行したときのケガ・帰宅経路にある施設(スーパーなど)に寄った後の帰り道でのケガなど
※居酒屋などに長時間立ち寄りた際のケガなど日常生活に必要でない場合は、通勤経路からの逸脱・中断となるので「通勤災害」とはなりません。

交通事故等、第三者の行為によりケガや病気をしたときは届出を提出しましょう。

交通事故・自損事故等にあつたときは、必ず健保組合にご連絡ください
交通事故等により負傷した場合、健康保険証を使って治療していただけます。しかし、この場合の治療費は加害者が負担すべきものなので、治療費のうち健保組合負担分(原則7割)は健保組合が一時的に立替払いし、後日加害者に請求することになります。健康保険法ではこれを『第三者行為』といいます(健康保険法第57条および健康保険法施行規則第65条)。

そこで、交通事故などにより負傷され、健康保険証を使って治療する場合は、必ず事前に健保組合にご連絡ください。

また、単独で交通事故等を引き起こしてしまった(いわゆる自損事故)場合、負傷の原因によっては健康保険を使うことができませんので、この場合にも必ず事前に健保組合にご連絡ください。



交通事故にあつたら

- 1 できるだけ冷静に
事故がおきたときは、ショックで冷静な判断を失うことがあります。できるだけ冷静に対処してください。
- 2 加害者を確認
自動車ナンバー、運転免許証、車検証などを確認し、後日連絡が取れるようにしておきましょう。
- 3 警察へ連絡
どんなに小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう。
- 4 示談は慎重に
自動車事故には後遺症の危険がありますから、示談は慎重にしましょう。なお、健康保険で治療を受けたときは、示談の前に必ず健保組合へ連絡してください。

9月から保険料の変わる人があります

健康保険の保険料や給付金はみなさまの給料によって、一人一人に決められた標準報酬月額（等級表に当てはめた仮の報酬月額のこと）をもとに計算します。しかし、みなさまが受ける給料は毎月異なり、昨年と比べると大きな差が生じることがあります。

そこで健康保険、厚生年金保険ではみなさまの実際の給料と標準報酬月額とに大きな差が出ないように毎年1回、4月・5月・6月に支給された3ヶ月の給料の平均額を等級表にあてはめて標準報酬月額を決めなおします。これを定時決定といっています。

この定時決定により新しく決定された標準報酬月額は、原則としてその年の9月1日から翌年の8月31日までの保険料や給付金の計算の基礎となります。

この新しく決定された標準報酬月額により9月分の保険料から変わった人があります。



インフルエンザ予防接種の補助について



本年度につきましても、インフルエンザ予防接種を受けられた被保険者および被扶養者に対して、補助金の支給の実施致します。

実施方法等の詳細につきましては、事業所の健康保険事務担当者を通じてご連絡いたします。

なお、補助対象期間は、10月初旬より12月末日接種分を補助します。

労災保険対象外の場合のけが等については

健康保険が使えるようになります

仕事でけがをしたのに健康保険も労災保険も使えない——。そうした制度の「谷間」の問題が10月1日から解消されます。

これまでは業務上のけがや病気には労災保険が適用され、会社員を対象とした健康保険では業務上のけがなどはカバーされない、というのが厚生労働省の解釈でした。しかし近年、学生のインターンシップや副業で行う請負仕事の業務でけがをするケースなどが増え、そうしたケースは健康保険の対象とならないため、労災保険も健康保険も使えずに医療費が全額自己負担になってしまう事態が生じていました。今回の健康保険法の改正により保険でカバーする範囲が調整され、制度の谷間に陥る事態に対する救済措置が講じられることになりました。

※ただし、法人の役員でその業務によって生じたけがなどの場合は対象から除かれ、健康保険から給付を受けることはできません。

給付が 受けられるようになる例

- 被扶養者の学生が企業で行うインターンシップ
- 被保険者が副業として行った請負仕事
- 被扶養者がシルバー人材センターから請け負った業務など

公告 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定により当健康保険組合の平成25年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額（331,178円）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなし、標準報酬月額を次のとおり定め、平成26年4月1日より適用する。

340,000円